## 会員規定

- 第1条 この規定は、一般社団法人山梨県管工事協会(以下「本会」という)定款第6条に基づく会員に関することについて定める。
- 第2条 入会は、一般社団法人山梨県管工事協会定款第3条の目的にのっとり、本会の会員になることを目的として行う。
  - 2 入会金は、一律50,000円とする。
- 第3条 会員は、以下の会費を納めなければならない。ただし、事業年度の中途で入会した会員のその事業年度の会費の年額は、入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。

(1)正会員 年間 36,000円

(2) 賛助会員 年間 30,000円

- 第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上100%以下の範囲で法人会計に充当する。
- 第5条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、毎年それを更新する ものとする。但し年度途中から入会したものについては、入会した日から年度末日ま でとする。
- 第6条 入会に当たっては、本会が別に定めた各入会用紙によってなされ、定款第8条を経て許可されるものとする。
- 第7条 会員が定款第10条の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
- 付則 1 この規定は、一般社団法人山梨県管工事協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 2 日)から施行する。